

(公 印 省 略)

契 第 1330 号

令和8年8月16日

一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会会長 様

兵庫県土木部長

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について（通知）

このことについて、国土交通省より、別添のとおり建設業者団体を通じて下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等につき、建設企業に対する指導の徹底が図られたところです。

引き続き労務費、原材料費、エネルギーコスト等（以下「原材料費等」という。）の高騰が懸念される中、資金需要の増大が予想される夏期において、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対しては、その経営の安定性・健全性を確保するため、適切な代金支払い等を確保できるよう十分な配慮が必要です。

建設工事の受注者は、発注者が自身の事業を推進する上での重要なパートナーであり、また、受発注者間の価格の転嫁が元請下請間・資材業者等への転嫁に当たっても重要となります。発注者と受注者間の契約の適正化を図ることは、元請下請間や建設業者・資材業者間の取引をはじめ、建設業のサプライチェーン全体における価格転嫁に資することから、大変重要です。

国土交通省が決定・公表した、令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価は、最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映した結果、前年の公共工事設計労務単価と比べ、全国全職種平均で4.5%上昇し、14年連続の引上げとなりました。

建設業界の共通の課題である担い手の確保のためにも、技能者の処遇改善が不可欠であり、今後も継続して賃金を引き上げること、さらにそれが公共工事設計労務単価等の上昇を通じた更なる賃金の引上げや、安定的な人材確保・工事の品質確保のための適正利潤の確保につながるという好循環が継続される環境整備を図ることが必要となります。

このためには、公共工事・民間工事を問わず、あらゆる工事において、発注者、元請業者、下請業者のそれぞれの関係者が、最新の公共工事設計労務単価の水準等を踏まえた適正な労務費による請負契約を行い、技能者の賃金水準の更なる改善を図ることが必要となり、そのためにも、見積の作成や価格交渉を行う際には、公共工事設計労務単価に併せて改訂された最新の基準値等を用いて、適正な労務費を確保すること

が求められます。

については、貴団体傘下の各企業におかれても、下請契約の適正化の観点から、発注者と受注者の関係において、原材料費等について市場の実勢を適切に反映した価格設定となるよう配慮いただくとともに、納期の長期化が見られる場合には、工期設定や工程管理においても十分な配慮をお願いします。また、原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負契約の締結に当たっては、民間建設工事標準請負契約約款（甲）第 31 条（請負代金額の変更）及び第 30 条（工事又は工期の変更等）（電力・ガス、鉄道等の民間企業の工事の請負契約においては公共工事標準請負契約約款第 26 条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）及び第 22 条（受注者の請求による工期の延長））を適切に設定・運用するとともに、契約締結後においても受注者から協議の申出があった場合には誠実に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切に対応していただきますようお願いいたします。

その他、当初の契約どおりに工事が進行しないことにより、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じることとなった場合にも同様に、双方の協議により適切に対応していただきますようよろしくお願いします。

また、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（昭和31 年法律第120 号）により委託事業者は、中小受託事業者への代金の支払について、手形を交付することが禁止されていること、「受託中小企業振興法」（昭和45 年法律第145 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく振興基準において、銀行口座への振込手数料を代金から差し引いてはならないとされていること、「サプライチェーン全体での支払の適正化について」（令和 7 年10 月28 日20251024 中庁第 1 号・公取企第405 号）」において、建設工事など発注から納品までの期間が長期にわたる取引は、発注者は支払の適正化や前払・期中払比率を高める等支払条件の改善に努めることとされていることなどに留意し、支払手段の適正化に取り組まれるようよろしくお願いします。

加えて、設計や施工管理等発注者を支援する立場の事業者に対しても、取引事業者の一員としてこの趣旨及び内容を十分理解いただき、適切な取組を徹底していただくよう周知方よろしくお願いします。